社会福祉法人の設立及び運営に関する要綱

第１　目的

　この要綱は、関係法令等に規定するもののほか、その行う事業が室蘭市の区域を越えない社会福祉法人（以下「法人」という。）の設立及び運営について、法人が留意すべき基本事項を定め、その適正な執行を図ることを目的とする。

第２　社会福祉法人の行う事業

　法人は、社会福祉事業の主たる担い手として、社会福祉法（昭和２６年法律第４５号。以下「法」という。）　第２４条に規定する経営の原則に基づき社会福祉事業を行うほか、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、必要に応じ公益事業又は収益事業を行うことができるが、各事業は２及び３に定めるものでなければならないこと。

　なお、法人は、法第４条の趣旨を踏まえ、地域福祉の推進に努める使命を有していること。また、法第２４条第２項の趣旨を踏まえ、地域における様々な福祉ニーズにきめ細かく柔軟に対応するとともに、既存の制度による支援や市場でのサービス供給では対応できない事業の実施などを社会福祉事業の支障のない範囲において積極的に取り組んでいくことが求められるものであること。

１　社会福祉事業

⑴　当該法人の事業のうち主たる地位を占めるものであること。

⑵　社会福祉事業の経営は、法第３条、第４条及び第５条の趣旨を尊重し、法第６１条の事業経営の準則に合致するものであること。

⑶　社会福祉事業は、法令に基づく施設の最低基準その他の要件を満たしているものであること。

⑷　社会福祉事業は、当該地域において、真に必要と認められるものであるとともに、地域住民の理解と協力を得られるものであること。

⑸　社会福祉事業は、その事業に必要な財源の大半を収益事業に求めるような計画の下に、行われるものであってはならないこと。

⑹　法第２条第３項第９号に規定する「生活困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業」は、社会情勢等の変化に伴い、必要性が薄らいでいるので、新規に行うことは抑制を図るものであること。

　また、既に設立されている法人がこの事業を行っている場合についても、当該事業の規模を拡充することは、地域の実情等を踏まえ、基本的に抑制を図るものであること。

なお、平成１３年７月２３日社援発第１２７６号社会･援護局長通知「社会福祉法第２条第３項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業について」に基づいて無料又は低額な料金で診療を行う事業を経営する法人については、同通知に定める基準を厳格に遵守するとともに、この事業を継続することが困難であると認められる法人については、他の法人への切換えを検討すること。

⑺　第二種社会福祉事業である相談に応ずる事業のみをもって法人を設立することは、公的相談機関の整備拡充の状況等を考慮しつつ、財政基盤、事業従事者の資質、事業実績等を十分検討し、慎重に取り扱うものであること。

⑻　第二種社会福祉事業である社会福祉事業の連絡を行う事業のみをもって法人を設立することは、社会福祉協議会制度の趣旨及び普及の状況等を考慮して、慎重に取り扱うものであること。

⑼　市社会福祉協議会が法人となる場合には、次の要件を満たすものでなければならないこと。

ア 法第１０９条第１項に規定する市社会福祉協議会（一の市の区域を単位とするものに限る。）

（ｱ）事業規模に応じた数の専任職員を有すること。

（ｲ）独立した事務所を有すること。この場合においては、原則として単独の事務室を有すべきであるが、特別の事情があるときは、室内の一区画でも差し支えないこと。

（ｳ）事業規模に応じた資産を有すること。

（ｴ）室蘭市の区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の全部が参加することを原則とすること。

（ｵ）室蘭市の区域内において社会福祉を目的とする事業を経営する事業及び社会福祉に関する活動を行う者が多数参加していることが望ましいこと

（ｶ）設立認可の申請前の実績として、常時、社会福祉協議会活動を行っていること。

⑽　市町村社会福祉協議会の目的は、社会福祉を目的とする事業の健全な発達のために必要な事業及び社会福祉に関する事業への住民の参加の促進のために必要な事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることであるが、地域の実情に応じ、本来の目的を達成するために必要な事業を実施する上で支障を来さない場合には、通所施設の経営や、市町村等が設置した入所施設の受託経営を行っても差し支えないこと。

⑾　地方公共団体等の設置した社会福祉施設の経営を委託された場合に

も、その施設を経営する事業は、公益事業ではなく、社会福祉事業となること。

⑿　法人が新たに事業を開始する場合は、現事業の運営が健全であり、かつ、法人の経営基盤が確立されているものであること。

２ 公益事業

⑴ 公益を目的とする事業であって、社会福祉事業以外の事業であること。

⑵ 公益事業には、例えば次のような事業が含まれること（社会福祉事業であるものを除く。）。

ア 必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業

イ 必要な者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等（以下「入浴等」という。） を支援する事業

ウ 入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する事業

エ 日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業

オ 入所施設から退院・退所を支援する事業

カ 子育て支援に関する事業

キ 福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業

ク ボランティアの育成に関する事業

ケ 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業（社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等）

コ 社会福祉に関する調査研究等

⑶ 次のような事業は、公益事業であること（社会福祉事業に該当するものは除く。）。

ア 社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的として、宿泊所、保養所、食堂等を経営する事業

イ 公益的事業を行う団体に事務所、集会所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために会館等を経営する事業

なお、営利を行う者に対して、無償又は実費に近い対価で使用させるような計画は適当でないこと。また、このような者に対し収益

を得る目的で貸与する場合は、収益事業となるものであること。

ウ 介護保険法（平成９年法律第１２３号に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設、介護医療院を経営する事業又は地域支援事業を市町村から受託して実施する事業

なお、居宅介護支援事業等を、特別養護老人ホーム等社会福祉事業の用に供する施設の経営に付随して行う場合には、定款上、公益事業として記載しなくても差し支えないこと。

エ 有料老人ホームを経営する事業

オ 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成１３年法律第２６号）第５条第１項に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業（エを除く。）

カ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成１９年法律第１１２号）第８条に規定する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業

キ おとしより憩いの家又は老人休養ホームの受託運営

ク 法第２条第４項第４号に掲げる事業（いわゆる事業規模要件を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業）

ケ その他、社会福祉事業と密接な関連を有する事業であって、当該事業を実施することによって社会福祉の増進に資するものとして室蘭市長が認める事業

⑷ 当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。

⑸ 当該事業は、当該法人が行う社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要であること。

⑹ 社会通念上は公益性が認められるものであっても社会福祉と全く関係のないものを行うことは認められないこと。

⑺ 公益事業において剰余金が生じたときは、当該法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てること。

３ 収益事業

⑴ 法人が行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和３３年政令第１８５号。以下「令」という。） 第１３条及び平成１４年厚生労働省告示第２８３号に掲げるものに限る。⑷ において同じ。） の財源に充てるため、一定の計画の下に収益を得　ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のもので

あること。したがって、次のような場合は、これに該当しないので、結果的に収益を生ずる場合であっても、収益事業として定款に記載する必要はないこと。

ア 当該法人が使用することを目的とする設備等を外部の者に依頼されて、当該法人の業務に支障のない範囲内で使用させる場合、例えば、会議室を法人が使用しない時間に外部の者に使用させる場合等

イ たまたま適当な興行の機会に恵まれて慈善興行を行う場合

ウ 社会福祉施設等において、専ら施設利用者の利便に供するため売店を経営する場合

⑵ 事業の種類については、法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるもの又は投機的なものは、適当でないこと。

したがって、次のような事業は、法人が行うことはできないこと。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）にいう風俗営業及び風俗関連営業

イ 高利な融資事業

ウ ア及びイに掲げる事業に不動産を貸し付ける等の便宜を供与する事業

⑶ 法人税法（昭和４０年法律第３４号）第２条第１３号にいう収益事業の範囲に含まれない事業であっても、法人の定款上は収益事業として扱う場合もあること。

⑷ 当該事業から生じた収益は、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業の経営に充当すること。

⑸ 当該事業を行うことにより、当該法人が行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。したがって、次のような場合は、認められないこと。

ア 社会福祉施設の付近において、騒音、ばい煙等を著しく発生させるようなおそれのある場合

イ 社会福祉事業と収益事業とが、同一設備を使用して行われる場合（社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのない場合を除く。）

⑹ ⑵ 及び⑸ の要件を満たす限り、収益事業の種類には特別の制限はないものであること。

なお、事業の種類としては、当該法人の所有する不動産を活用して行う貸ビル、駐車場の経営、公共的施設内の売店の経営等安定した収益が見込める事業が適当であること。

⑺ 当該事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要であり、社会福祉事業を超える規模の収益事業を行うこと

は認められないこと。

⑻ 母子及び寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２９号）第１４条に基づく資金の貸付を受けて行う、母子及び寡婦福祉法施行令（昭和３９年政令第２２４号）第６条第１項各号に掲げる事業については、⑷は適用されないものであること。

第３ 法人の資産等

１ 資産の所有等

⑴ 原則

法人は、社会福祉事業を行うために直接必要な全ての物件について所有権を有していること、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。

なお、都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部（社会福祉施設を経営する法人の場合には、土地）に限り国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けていることとして差し支えないこととするが、この場合には、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければならないこと。

⑵ 特例

ア 特別養護老人ホームを設置する場合

これについては、「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について」（平成１２年８月２２日社援第１８９６号・老発第５９９号厚生省社会・援護局長、老人保健福祉局長連名通知）に定めるとおりの取り扱いとして差し支えないこと。

イ 地域活動支援センターを設置する場合

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動センターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（平成２４年３月３０日社援発０３３０第５号社会・援護局長通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

ウ 既設法人が福祉ホームを設置する場合

これについては、「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて既設法人が福祉ホームを設置する場合の要件緩和について」（平成１２年９月８日障第６６９号・社援第２０２８号厚生省大臣官房、障害保健福祉部長、社会・援護局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

エ 既設法人が通所施設を設置する場合

これについては、「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」（平成１２年９月８日障第６７０号・社援第２０２９ 号・老発第６２８号・児発第７３２号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知。以下エにおいて「要件緩和通知」という。） に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。。

オ 既設法人以外の法人が保育所を設置する場合

「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成１６年５月２４日雇児発第０５２４００号・社援発第０５２４００８号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知。以下オにおいて「要件緩和通知」という。） に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

カ 地域密着型介護老人福祉施設の「サテライト型居住施設」又は構造改革特別区域における「サテライト型障害者施設」を設置する場合これについては、「地域密着型介護老人福祉施設の「サテライト型居住施設」及び構造改革特別区域における「サテライト型障害者施設」の用に供する不動産に係る取扱いについて」（平成１６年１２月１３日社援発第１２１３００３号・老発第１２１３００１号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知） に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

キ 幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業（利用定員が１０人以上であるものに限る。） を行う施設を設置する場合、法人が設置する幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業を行う施設については、保育所と同様に「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（ 平成１６年５月２４日雇児発第０５２４００２号、社援発第０５２４００８号雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知）第１の１及び２に準じた取扱いとして差し支えないこと。

ク 国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人がサテライト型居住施設である地域密着型特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホームを設置する場合

これについては、「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人がサテライト型居住施設である地域密着型特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について」（平成２８年７月２７日社援発０７２７第１号・老発０７２７第１号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知）に定める と

おりの取扱いとして差し支えないこと。

⑶ 社会福祉施設を経営しない法人が国又は地方公共団体以外の者からの貸与を受けることができる「不動産の一部」とは、基本的には敷地部分を指し、事業が行われる建物部分については、当該法人が所有権を有していることが望ましいこと。

⑷ 不動産の賃借による場合、賃借料の水準は、法人の経営の安定性の確保や社会福祉事業の特性に鑑み、極力低額であることが望ましいものであり、また、法人が当該賃借料を長時間にわたって安定的に支払う能力があると認められる必要があること。

⑸ 法人の設立及び社会福祉施設の整備等に際して、寄附金を予定している場合は、当該寄附が確実に履行されることを証するため、書面による贈与契約を締結すること。この場合、寄附金の財源は、寄附者本人の現有資産（現金、普通預金又は当座預金等確実なものに限る。）であって寄附実行の予定時期に寄附金として法人への贈与が可能なものであるとともに、寄附実行までの間、その確実性が損なわれるものであってはならないこと。

また、贈与契約を締結する際には、寄附金額が１００万円以下の場合又は当該寄附金が認可申請時において既に履行されている場合を除いて、連帯保証人を立てること。

なお、書面による贈与契約書には、寄附予定者及び連帯保証人（以下「寄附予定者等」という。）に係る次の書類を添付すること。

ア 身分証明書、成年被後見人及び被保佐人として登記されていないことの証明書及び印鑑登録証明書（寄附予定者等が法人である場合は、登記事項証明書及び印鑑証明書）

イ 資産申立書（寄附金額を上回る資産を有していること。）

ウ 所得証明書、資産証明書等（寄附予定者等が法人である場合は、その決算書）

エ 預金残高証明書（寄附予定者等全員の現在高の証明基準日が同一日であること。）

オ その他、寄附予定者等の贈与が確実に履行されることを担保するため必要と認めた書類

⑹ 法人の設立及び社会福祉施設の整備等に際して、不動産の寄附が予定されている場合は、書面による贈与契約が締結され、かつ、当該不動産の所有権が寄附者に帰属していること。また、当該不動産に係る抵当権、地上権等について、設定されていないこと又は抹消されることが確約されていること。

⑺ 独立行政法人福祉医療機構等からの借入金に対する償還財源及びその他必要とされる経常経費について、寄附金を予定している場合も「寄附金の財源が現有資産である」という部分を除き⑸と同様であること。また、個人からの寄附金については、年間所得から年間寄附額を控除した後の所得額が、社会通念上、その者の生活を維持できると認められる額を上回っていなければならないこと。

⑻ 寄附予定者及び連帯保証人間で、互いに保証し合うことは、確実な寄附を担保する観点から望ましくないこと。

⑼ 法人は、常に財政基盤全般について点検を行うとともに、社会福祉施設の整備等に当たっては、確実な資金計画及び償還計画の下に実施すること。したがって、贈与契約が履行されていないものについては、当該贈契約者及び連帯保証人に対して、その履行を強く要請し、贈与契約の実行に努めること。

２ 資産の区分

法人の資産の区分は、基本財産、その他財産、公益事業用財産（公益事業を行う場合に限る。）及び収益事業用財産（収益事業を行う場合に限る。） とすること。

⑴ 基本財産

ア 基本財産は、法人存立の基礎となるものであるから、これを処分し、又は担保に供する場合には、室蘭市長の承認を受けなければならない旨を定款に明記すること。ただし、社会福祉施設の改築に当たり、老朽民間社会福祉施設整備費の国庫補助が行われる場合は、室蘭市長の基本財産処分の承認は必要でないこと。また、独立行政法人福祉医療機構からの借入（協調融資を含む。）に係る担保提供及び社会福施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を室蘭市長に届け出た場合については、室蘭市長の承認を必要としない旨を定款に定めることができること。

なお、室蘭市長へ基本財産担保提供の承認申請を行う場合、次の担保提供の目的の妥当性、担保提供の必要性、担保提供方法の妥当性、担保提供に係る意思決定の適法性等に十分留意すること。

⑺ 担保提供の目的の妥当性

法人の役員や役員の経営する会社等の債務の担保に供するなど、当該法人の事業とは無関係の目的で行う担保提供であってはならず、借入金の目的は社会福祉事業に充てられるべきものであること。

(ｲ) 担保提供の必要性

国又は地方公共団体からの十分な額の助成が見込めないこと、基本財産以外に処分し得る財産が存在しないこと等の理由により、基本財産の担保提供を行う以外に適当な資金調達の手段がないこと。

(ｳ) 担保提供方法の妥当性

当該担保提供に係る借入金について、適正な償還計画があり、かつ、法人に対する寄附金や事業収入の状況から判断して、償還期間中に当該法人の事業運営に支障が生じないと認められること。また、担保提供の承認の対象となる借入先が、地方公共団体、社会福祉協議会のほか、実績のある民間金融機関を含むものであること。

(ｴ) 担保提供に係る意思決定の適法性

定款所定の手続を経ていること。

イ 社会福祉施設を経営する法人にあっては、全ての施設についてその施設の用に供する不動産（社会福祉施設の最低基準により定められた設備を含む建物及びその敷地）は、基本財産としなければならないこと。ただし、全ての社会福祉施設の用に供する不動産が国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受けているものである場合にあっては、１００万円（ 平成１３年４月１日以降に新たに設立される法人の場合には、１，０００万円） 以上に相当する資産（ 現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。以下⑴ において同じ。） を基本財産として有していなければならないこと。

ウ 社会福祉施設を経営しない法人（社会福祉協議会及び共同募金会を除く。） は、一般に設立後の収入に安定性を欠くおそれがあり、設立時において事業継続を可能とする財政基盤を有することが必要であるため、原則として１億円以上の資産を基本財産として有していなければならないこと。ただし、委託費等で事業継続に必要な収入が安定的に見込まれる場合については、当該法人の基本財産は当該法人の安定的運営が図られるものとして室蘭市長が認める額の資産とすることができること。

エ 母子家庭居宅介護等事業、寡婦居宅介護等事業、父子家庭居宅介護等事業、老人居宅介護等事業、障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に限る。）（以下「居宅介護等事業」と総称する。） の経営を目的として法人を設立する場合については、「居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立す

る場合の資産要件等について」（平成１２年９月８日障第６７１号・社援第２０３０号・老発第６２９号・児発第７３３号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知） に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

オ 共同生活援助事業等の経営を目的として法人を設立する場合については、「共同生活援助事業等の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（平成１４年８月３０日社援発第０８３０００７号・老発第０８３０００６号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知） に定めるところにより取扱いとして差し支えないこと。

カ 介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として法人を設立する場合については、「介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件の緩和等について」（平成１５年５月８日社援発第０５０８００２号）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

キ 社会福祉協議会（社会福祉施設を経営するものを除く。）及び共同募金会にあっては、３００万円以上に相当する資産を基本財産として有していなければならないこと。ただし、市区社会福祉協議会にあっては、３００万円と１０円に当該市又は当該区の人口を乗じて得た額（１００万円以下のときは１００万円とする。）とのいずれか少ない方の額以上に相当する資産で差し支えないこと。

ク イからキまで以外の財産であっても、法人が重要と認める財産は基本財産として差し支えないこと。

ケ 基本財産に根抵当権を設定することは、認められないこと。

⑵その他財産

ア 基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産は、全てその他財産であること。

イ その他財産の処分等に特別の制限はないが、社会福祉事業の存続要件となるものは、みだりに処分しないよう留意すること。

ウ 法人を設立する場合にあっては、必要な資産として、その他財産のうちに当該法人が経営を予定する社会福祉事業の年間事業費の２分の１以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していなければならないこと。

また、指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等の介護保険法上の事業に該当する社会福祉事業を主として行う法人を設立する場合にあっては、１２分の３以上に相当する現金、普通預金又は当

座預金等を有していなければならないこと。

なお、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）上の障害福祉サービス又は児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）上の障害児通所支援若しくは障害児入所支援に該当する社会福祉事業を主として行う法人を設立する場合にあっては、１２分の２以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していなければならないこと。

さらに、事業の種別を問わず、法人が設立され事業が開始するまでの間に必要とされる法人の人件費、事務費等を現金、普通預金又は当座預金等で有していなければならないこと。

⑶ 公益事業用財産及び収益事業用財産

公益事業及び収益事業の用に供する財産は、他の財産と明確に区分して管理すること。ただし、事業規模が小さい公益事業については、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのない限りで他の財産を活用して差し支えないこと。

３ 資産の管理

⑴ 基本財産（社会福祉施設を経営する法人にあっては、社会福祉施設の用に供する不動産を除く。） の管理運用は、安全・確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるほか、固定資産としての一定の運用益が得られ、又は利用価値を生ずる方法で行う必要があり、次のような財産又は方法で管理運用することは、原則として適当ではないこと。

ア 価格の変動が著しい財産（株式、株式投資信託、金、外貨建債券等）

イ 客観的評価が困難な財産（美術品、骨董品等）

ウ 減価する財産（建築物、建造物等減価償却資産）

エ 回収が困難になるおそれのある方法（融資）

⑵ 基本財産以外の資産（その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産） の管理運用に当たっても、安全・確実な方法で行うことが望ましいこと。

また、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用も認められることとするが、市場の動向に十分留意し、資産の滅失を防止すること。

なお、子会社の保有のための株式の保有等は認められないものであり、株式の取得は、公開市場を通してのもの等に限られること。

ただし、上記にかかわらず、以下の要件を満たす場合には、保有割合が２分の１を超えない範囲で、未公開株を保有することが可能であ

ること。

ア 社会福祉に関する調査研究を行う企業の未公開株であること。

イ 法人において、実証実験の場を提供する等、企業が行う社会福祉に関する調査研究に参画していること。

ウ 未公開株への拠出（額） が法人全体の経営に与える影響が少ないことについて公認会計士又は税理士による確認を受けていること。

⑶ 法人の財産（基本財産、基本財産以外の財産双方） については、価値の変動の激しい財産、客観的評価が困難な財産等価値の不安定な財産又は過大な負担付財産が財産の相当部分を占めないようにする必要があること。

⑷ 法人が株式を保有できるのは、原則として、以下の場合に限られる。

ア 基本財産以外の資産の管理運用の場合。ただし、あくまで管理運用であることを明確にするため、上場株や店頭公開株のように、証券会社の通常の取引を通じて取得できるものに限る。

イ 基本財産として株式が寄附された場合。これは、設立時に限らず、設立後に寄附されたものも含む。

⑸ ⑷ の場合については、株式の保有等は認められるが、その場合であっても、当該法人が当該営利企業を実質的に支配することがないように、その保有の割合は、２分の１を超えてはならないこと。

⑹ ⑷ により株式保有等を行っている場合（全株式の２０％以上を保有している場合に限る。） については、法第５９条の規定による現況報告書と併せて、当該営利企業の概要として、事業年度末現在の次の事項を記載した書類を提出すること。

ア 名称

イ 事務所の所在地

ウ 資本金等

エ 事業内容

オ 役員の数及び代表者の氏名

カ 従業員数

キ 当該社会福祉法人が保有する株式等の数及び全株式等に占める割合

ク 保有する理由

ケ 当該株式等の入手日

コ 当該社会福祉法人と当該営利企業との関係（人事、取引等）

４ 残余財産の帰属

定款で帰属者を定めない場合には、残余財産は国庫に帰属するもので

あること。

第４ 法人の組織運営

１ 役員等

⑴ 関係行政庁の職員が法人の評議員又は役員となることは、法第61 条に規定する公私分離の原則に照らし適当でないので、差し控えること。ただし、社会福祉協議会にあっては、評議員又は役員の総数の５分の１の範囲内で関係行政庁の職員が、その評議員又は役員となっても差し支えないこと。

⑵ 所轄庁退職者が評議員又は役員に就任する場合においては、法人における評議員又は役員の選任の自主性が尊重され、不当に関与することがないよう、所轄庁においては、法人との関係において適正な退職管理を確保すること。

⑶ 実際に法人運営に参画できない者を、評議員又は役員として名目的に選任することは適当でないこと。したがって、以下のような者で、実際に法人運営に参画できないと認められる者は、適当でないこと。

ア 健康状態の著しく悪い者

イ 兼職の多い者

ウ 法人の事務所又は経営する施設から遠隔地に居住する者等

⑷ 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に、理事長に就任したり、評議員又は役員として参加したりすることは適当でないこと。

⑸ 次に掲げる者は、評議員又は役員となることはできないこと（法第４０条第１項及び第４４条第１項）。

ア 法人（法第４０条第１項第１号）

イ 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者（ 法第４０条第１項第２号及び社会福祉法施行規則（ 昭和２６年厚生省令第２８号。以下「施行規則」という。） 第２条の６の２）

ウ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者（法第４０条第１項第３号）

エ ウに該当する者を除くほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者（法第４０条第１項第４号）

オ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた法人の解散当時の役員（法第４０条第１項第５号）

⑹ 暴力団員等の反社会的勢力の者は、評議員又は役員となることはできないこと。

⑺ ⑸ イの「精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」は、例えば、法人の財産を管理・処分できない程度に判断能力等が欠けている者が該当すること。

２ 評議員

⑴ 評議員の選任及び解任の方法については、法第３１条第１項第５号において、法人が定款で定めることとしているが、同条第５項において理事又は理事会が評議員を選任・解任する旨の定めは無効とされていること。

定款で定める方法としては、外部委員が参加する機関を設置し、この機関の決定に従って行う方法等が考えられること。

⑵ 評議員については、法第３９条において「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」のうちから選任することとしており、法人において「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として適正な手続により選任されている限り、制限を受けるものではないこと。

⑶ 評議員は、法人の理事、監事又は職員を兼ねることはできないこと（法第４０条第２項）。

⑷ 評議員には、各評議員又は各役員の配偶者又は３ 親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、各評議員又は各役員と特殊の関係がある者も含まれてはならないこと（法第４０条第４項及び第５項並びに施行規則第２条の７及び第２条の８）。

⑸ 評議員の数は、理事の員数を超える数とすること（法第４０条第項）。

３ 理事

⑴ 理事は、社会福祉事業について熱意と理解を有し、かつ、実際に法人運営の職責を果たし得る者であること。

⑵ 理事のうちには、次に掲げる者が含まれなければならない（法第４４条第４項）。

ア 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者（同項第１号）

イ 当該法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者（同項第２号）

ウ 当該法人が施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者（同項第３号）

⑶「社会福祉事業について識見を有する者」は、例えば、次のような

者が該当すること。
ア 社会福祉に関する教育を行う者
イ 社会福祉に関する研究を行う者
ウ 社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者
エ 公認会計士、税理士、弁護士等、社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者

⑷「法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」は、例えば、次のような者が該当すること。
ア 社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体の役職員
イ 民生委員・児童委員
ウ 社会福祉に関するボランティア団体、親の会等の民間社会福祉団体の代表者等
エ 医師、保健師、看護師等保健医療関係者
オ 自治会、町内会、婦人会、商店会等の役員その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者

⑸ 理事は、６人以上でなければならないこと（法第４４条第３項）。

⑹ 理事には、理事本人を含め、その配偶者及び３親等以内の親族その他各理事と特殊の関係のある者（以下⑹において「理事の親族等特殊関係者」という。） が理事の総数の３分の１ を超えて含まれてはならないこと（法第４４条第６項及び施行規則第２条の１０）。ただし、理事の親族等特殊関係者の上限は３ 人であること。

⑺ 理事長は、理事会の決定に基づき（法第４５条の１第２項第１号）、法人の内部的・対外的な業務執行権限を有すること（ 法第４５条の１６第２ 項第１号及び第４５条の１７第１項）。

⑻ 理事長以外にも法人の業務を執行する理事（ 以下「業務執行理事」という。）を理事会で選定することができること（ 法第４５条の１６第２項第２号）。

⑼ 社会福祉協議会は、地域福祉の推進役として、社会福祉事業経営者、ボランティア活動を行う者等との連携を十分に図っていく必要があることから、当該社会福祉協議会の区域において社会福祉事業を経営する団体の役職員及びボランティア活動を行う団体の代表者を理事として加えること。

⑽ 理事長が交代したときは、１か月以内に新理事長の履歴書、誓約書、就任承諾書、変更を証する議事録（新理事長が理事に選任された時の評議員会議事録及び新理事長の選任に関する理事会議事録）及び変更後の法人登記簿謄本を添えて室蘭市長に報告すること。

４ 監事

⑴ 監事は、当該法人の理事又は職員を兼ねることができないこと（ 法第４４条第２項）。

⑵ 監事には、次に掲げる者が含まれなければならないこと（ 法第４４条第５項）。

ア 社会福祉事業について識見を有する者（ 同項第１号）

イ 財務管理について識見を有する者（ 同項第２号）

⑶ 監事は、２人以上でなければならないこと（ 同条第３項）。

⑷ 監事には、各役員の配偶者又は３ 親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、各役員と特殊の関係がある者も含まれてはならないこと（ 同条第７項及び施行規則第２条の１１）。

⑸ 監事には、公認会計士又は税理士を登用することが望ましいこと。

⑹ 監事は、理事長及び業務執行理事（ 以下「理事長等」という。） が行う業務の執行状況の報告に合わせて財務及び理事長等の業務執行状況等について監査を実施するよう努めること。

５ 会計監査人

⑴ 会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければならないこと（法第４５条の２第１項）。

また、公認会計士法（昭和２３年法律第１０３号）の規定により、計算書類について監査することができない者は、会計監査人となることができないこと（同条第３項）。具体的には、公認会計士法第２４条又は第３４条の１１の規定により、公認会計士又は監査法人が当該社会福祉法人の役員等となっている場合等については、会計監査人となることができないこと。

⑵ 会計監査人の設置が義務付けられる法人は、前年度の決算における法人単位事業活動計算書（第２号第１様式） 中の「サービス活動増減の部」の「サービス活動収益計」が３０億円を超える法人又は法人単位貸借対照表（第３号第１様式）中の「負債の部」の「負債の部合計」が６０億円を超える法人であること（法第３７条及び令第１３条３ ）。

６ 法人の組織運営に関する情報開示等

⑴ 会計監査を受けない法人においては、財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援について、法人の事業規模や財務会計に係る事務態勢等に即して、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（以下⑴において「専門家」という。） を活用することが望ましいこと。

なお、法人が会計監査を受けた場合、専門家を活用した場合又は福

祉サービス第三者評価事業を受審した場合において、法人が、法第59条の規定による所轄庁への届出と併せて当該会計監査報告の写し、当該専門家の活用に関する結果報告書の写し又は当該福祉サービス第三者評価事業の受審結果の写しを所轄庁に提出したときは、実地監査（法第５６条第１項に基づく指導監査のうち一般監査としての実地監査をいう。以下同じ。）について平成１３年７月２３日雇児発第４８７号・社援発第１２７４号・老発第２７３号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」の２⑷に定めるとおりの取扱いとすることなどにより、法人の自主性の確保や負担軽減を図ることとして差し支えないこと。

⑵ 定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置かなければならないこと（法第３４条の２第１項）。また、当該法人が定款を電磁的記録によって作成し、従たる事務所に備え置かなくとも閲覧に対応できる措置をとっている場合には備置きは不要であること（同条第４項及び施行規則第２条の５）。

⑶ 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びに監査報告（会計監査報告を含む。）（以下「計算書類等」という。）を定時評議員会の日の２週間前の日から５年間主たる事務所に備え置かなければならないこと（法第４５条の３２第１項）。また、従たる事務所においても３年間備え置かなければならないが（同条２項）、当該法人が計算書類等を電磁的記録によって作成し、従たる事務所に備え置かなくとも閲覧に対応できる措置をとっている場合には備置きは不要であること（同項ただし書及び施行規則第２条の５）。

⑷ 財産目録、役員等名簿、報酬等の支給の基準を記載した書類及び事業の概要等（以下「財産目録等」という。）を毎会計年度終了後３月以内に、５年間主たる事務所に備え置くとともに、その写しを３年間従たる事務所に備え置かなければならないこと（法第４５条の３４第１項）。また、当該法人が財産目録等を電磁的記録によって作成し、従たる事務所に備え置かなくとも閲覧に対応できる措置をとっている場合には備置きは不要であること（同条第５項及び施行規則第２条の５）。

７ その他

⑴ 評議員の任期は、原則として、選任後４年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までであること（法第４１条第１項）。また、定款で「４年」を「６年」まで伸長することができること（同項ただし書）。

ただし、定款によって、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期を退任した評議員の任期の満了する時までとすることは可能であること（法第４１条第２ 項）。

⑵ 評議員に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された評議員が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有すること（法第４２条第１項）。
また、評議員に欠員が生じ、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、一時評議員の職務を行うべき者を選任することができること（ 法第４２条第２ ）。

⑶ 役員の任期は、選任後２年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までである（法第４５条）。ただし、定款によって、その任期を短縮することも可能であること。また、役員を再任することは差し支えなく、期間的な制限はないこと。

⑷ 役員に欠員が生じた場合には、任期の満了は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する（法第４５条の６第１項）。また、役員に欠員が生じ、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、一時理事の職務を行うべき者を選任することができること（法第４５条の６第２項）。

⑸ 会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までであること（法第４５条の３第１項）。また、定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなされること（第４５条の３第２項）。

⑹ 会計監査人に欠員が生じた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならないこと（法第４５条の６第３項）。この場合、一時会計監査人の職務を行うべき者の資格は会計監査人と同様であること（法第４５条の６第４項）。なお、法人の責めによらない理由（ 監査法人の倒産等）により、会計監査人による会計監査報告を所轄庁に届け出ることができない場合においては、所轄庁は届出の猶予等を行うことが必要であること。

⑺ 職員は、理事長が任免することとして差し支えないが、事業の成否に関係のある施設長等については、理事会の決議を経て、理事長が任免することが適当であること。

⑻ 法人は、法８２条に基づきその提供する福祉サービスについて、利用

者等からの苦情を適切に解決するように努めなければならないこと。また、苦情の解決を図るため、関係指針等に基づき、苦情解決体制の整備を図ること。

⑼ 法人は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）、厚生労働省が定める「福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン」等に基づき、個人情報の性質と重要性を十分認識し、個人情報を適正に取り扱うこと。

第５ 法人の認可申請等の手続

１ 所轄庁

⑴ 主たる事務所が室蘭市の区域内にある法人であって、その行う事業（公益事業及び収益事業を含む。）が北海道の区域を越えないもの及び第１０９条第２項に規定する地区社会福祉協議会である法人の所轄庁は、室蘭市長となること。

⑵ 主たる事務所が室蘭市内にある法人であって、その行う事業が北海道の区域を越えて実施している法人の所轄庁は、北海道知事となること。ただし、次のアからエまでのいずれかに該当する場合の所轄庁は、厚生労働大臣となること。

ア 全国を単位として行われる事業

各都道府県において活動している団体を統括する組織が全国を単位として行う事業が、法人の主たる事業であること。

イ 地域を限定しないで行われる事業

地域を限定することなく行われる、高齢者、障害者、児童等の福祉についての助成、相談等の事業が、法人の主たる事業であること。

ウ 法令の規定に基づき指定を受けて行われる事業

社会福祉法等の法令に基づき、全国を通じて１ 個に限り、指定を受けて行う事業が、法人の主たる事業であること。

エ アからウまでに類する事業

⑶ ⑴ の法人が、⑵ に該当する事業を開始しようとして定款変更の認可を受けようとするときは、新たな所轄庁に申請をすること。

⑷ 法人の事務所の所在地を室蘭市の区域外に変更することにより、所轄庁が変更となる法人における当該事項に係る定款変更の届出は、変更後の所轄庁に対し行うこと。

⑸ ⑶ 又は⑷ の申請又は届出に当たっては、事前に室蘭市長に協議すること。

２ 認可申請等の手続

⑴ 法人を設立するときは、別に定めるところにより、あらかじめ室蘭市長に協議すること。

⑵ 法人に関する申請書等の様式は、別記様式によること。

⑶ 法人設立認可を受けようとするときは、法令及びこの要綱に定めるところにより、法人の事業、財産、運営等に関する書類を添付して、社会福祉法人設立認可申請書正本１部及び副本１部を室蘭市長に提出しなければならない。

⑷ 室蘭市における法人の設立認可の審査に当たっては、合議制による公平かつ適正な審査を行う必要があることから、「室蘭社会福祉法人設立認可審査会」による審査を経るものであること。この際、施設整備の必要性とは別に、独立した判断が確保されるものであること。

⑸ 法人の定款変更の認可を受けようとするときは、社会福祉法人定款変更認可申請書正本１部及び副本１部に、当該定款の変更について承認を得た旨が記載された理事会・評議員会の議事録及び変更内容を証する書類を添付して室蘭市長に提出しなければならない。

ただし、法第４５条の３６第４項に係る定款の変更をしたときは、変更届出書１部を室蘭市長に提出するものとする。

⑹ 法人の基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、定款で室蘭市長の承認を必要としないと規定している場合を除き、事前に室蘭市長の承認を得なければならない。なお、公益事業及び収益事業に充てる借入金に係る担保提供並びに根抵当権の設定は認められない。

⑺ 補助金を受けて社会福祉施設を設置する法人の設立は、当該補助金に係る予算の確保が見込まれる後でなければ認められないこと。

また、当該施設の認可又は設置の届出は、当該法人が成立した後でなければ行うことができないこと。

⑻ 設立代表者又は法人理事長への就任を予定している者が既に別の法人の理事長である場合は、既存法人における組織運営、事業運営、資金計画の履行状況等を確認し、異なる事業主体を設立する必要性が認められるものであること。

⑼ 法人設立後は、速やかに財産移転を行うとともに、１か月以内に改めて役員を選任して委嘱し、移転及び委嘱後１か月以内にこれを室蘭市長に報告すること。

第６ 定款

１ 法人の定款については、「別紙１ 社会福祉法人定款例」に基づき定めること。この定款例は、法人の定款として一般的に記載されることが多

い事項について一例を定めたものであり、その文言に拘束されるものではないが、社会福祉法に準拠するとともに、必ず定款に記載することが必要な事項を漏らすことがないよう留意すること。

２ 法人がその事業の用に供するため財産の贈与を受けた場合で、租税特別措置法第４０条の規定に基づく国税庁長官による贈与者の免税の承認を受ける場合には、「別紙２租税特別措置法第４０条の特例を受けるに当たっての留意点」を参考にして定款を定めること。

３ 社会福祉協議会及び共同募金会にあっては、原則として全国組織等が作成する「モデル定款」に基づき定めること。

第７ その他

１ 基本財産の担保提供の承認は、担保提供の目的の妥当性、担保提供の必要性、担保提供方法の妥当性、担保提供に係る意思決定の適法性等を考慮して判断すべきものであり、一律に不承認とするものではないこと。

２ 定款変更認可及び基本財産の処分又は担保提供の承認は、事業を開始したり、資金の借入れが決定した後に形式的に行われることが多いので、かかることのないよう、計画が固まった段階で、事前にこれらの承認を得ること。

３ 法人が公益事業を行うために定款変更認可の申請をした場合であって、先駆的事業に試行的に取り組むとき、一時的な剰余金を用いて短期の公益事業に取り組むときなどには、当該公益事業の特性に応じて事業計画等の審査を特に弾力的に行うこと。

４ 法人は、毎会計年度終了後３月以内に、施行規則第９条に規定する方法により、計算書類等及び財産目録等を届け出なければならないこと（法第５９条）。また、計算書類、財産目録及び附属明細書（施行規則第１０条の２第２号に掲げる部分に限る。） 並びに事業の概要等（法第４５条の３４第１項第４号）のうち施行規則第２条の４１第１号から第１３号まで及び第１６号に掲げる事項（以下「現況報告書」という。） 並びに同条第１４号に掲げる事項については、別に定める様式を用いて届け出ること。これらの届出については、施行規則第９条第３号の情報処理システムに記録する方法により行うことが望ましいこと。

５ 法人は、定款、報酬等の支給の基準、計算書類、役員等名簿及び現況報告書について、インターネットの利用により、遅滞なく、公表すること（法第５９条の２第１項及び施行規則第１０条）。なお、計算書類及び役員等名簿及び現況報告書については、法人の運営に係る重要な部分に限り、個人の権利利益が害されるおそれがある部分を除くこと（施行規則第１０条第３項）。

また、計算書類及び現況報告書について、施行規則第９条第３号の情報処理システムに記録する方法により所轄庁に届出を行ったときは、法人が公表を行ったものとみなされること（施行規則第１０条第２項）。なお、ホームページが存在しないこと等によりインターネットでの公表が困難な法人については、室蘭市が施行規則第９条第３号の情報処理システムに記録することができるものとする。この場合には、当該法人が自ら公表を行うことが困難な理由を確認するものとする。

６ 法人及び社会福祉施設の名称については、市内における既存の法人及び施設と同一又は類似の名称とならないように留意すること。

７ 法人は、管理規程、就業規則、給与規程、旅費規程、経理規程、防火管理規程、その他運営規程等必要と認められる規程等を整備する必要があること。

８ 関係法令等に違反し、市の指導に従わない法人に対しては、市費による補助金の交付等が行われないことがあること。

附 則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

この要綱は、令和　３年９月１日から施行する。